ロ　機能施設のうち輸送施設、漁港施設用地（公共施設用地に限る。）、漁獲物の処理、保蔵、加工及び販売施設（荷さばき所、配送用作業施設、製氷、冷凍及び冷蔵施設並びに加工場に限る。）、漁港浄化施設又は廃油処理施設の追加若しくは廃止、規模に関する大幅な変更又は配置に関する大幅な変更

ハ・ニ　（略）

三　（略）

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○農林水産省令第二十二号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

農林水産大臣　坂本　哲志

農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部を改正する省令

農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和三十一年農林省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を削る。

改正後

別表（第五条関係）

補助金等の名称	処分を制限する財産の名称等		処分制限期間（年）
	施設設備等の分類	財産の名称、構造等	
一			
（略）	（略）	（略）	（略）
（削る）			
（略）			
（削る）			
（略）			
（削る）			
（略）			
（削る）			
（略）			
（削る）			
（略）			
（削る）			
（略）			
（削る）			
（略）			
（削る）			
（略）			

改正前

別表（第五条関係）

補助金等の名称	処分を制限する財産の名称等		処分制限期間（年）
	施設設備等の分類	財産の名称、構造等	
一			
（略）	（略）	（略）	（略）
新市場創出対策整備費補助金			
（略）			
独立行政法人農林水産消費安全技術センター施設整備費補助金			
（略）			
国産農産物生産基盤強化等対策整備費補助金			
国産農産物生産基盤強化等対策地方公共団体整備費補助金			
（略）			
森林整備・林業等振興事業費補助金			
森林整備・林業等振興地方公共団体事業費補助金			
（略）			
国立研究開発法人水産研究・教育機構施設整備費補助金			
（略）			